

【表紙】

| | |
|--|-----------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年9月8日 |
| 【発行者名】 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 桐谷 重毅 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 法務部 山崎 誠吾 |
| 【電話番号】 | 03 - 6437 - 6000 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 5,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年10月25日付で提出した有価証券届出書（平成29年4月25日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還の決定に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。

下線部_____が訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7) 申込期間

< 訂正前 >

2016年10月26日から2017年10月25日まで

(注) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

2016年10月26日から2017年9月8日まで

(注) 本ファンドは、2017年10月10日をもって信託を終了（繰上償還）します。

第二部【ファンド情報】

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

本ファンドの信託設定日は1999年7月27日であり、同日より運用を開始しました。

< 訂正後 >

1999年7月27日 信託設定日および運用開始

2017年10月10日 信託の終了（繰上償還）（予定）

第2【管理及び運営】

< 訂正前 >

1 申込（販売）手続等

（中略）

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2 換金（解約）手続等

(1) ご換金（解約）の申込みは、前月の特定日*1の翌営業日から当月の特定日の午後3時*2までとします。かかる受付時間までにご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。原則として換金日以外の換金はできません。

*1 原則として毎月25日（ただし、「国内またはニューヨークの休業日」の場合は翌営業日）。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2)（中略）

(3) 特別解約請求制

受益者（受益者死亡の場合にはその相続人）は、次の事由により、一部解約の実行の請求をすることができます。この場合において、販売会社は、当該事由の発生を確認のうえ、当該請求日を一部解約の実行の請求日として、一部解約

の実行の請求を受付けます。なお、委託会社または販売会社は、当該受益者(受益者死亡の場合にはその相続人)に対し、当該事由を証する書類の提示を求める等して当該事由の発生を確認するものとします。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

委託会社は、一部解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

(4) 一部解約の価額は、特定日(特別解約請求制の場合は、請求日)の翌営業日の基準価額となります。手取り額は、基準価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) (中略)

(6) 一部解約金は、特定日(特別解約請求制の場合は、請求日)から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(7) (中略)

(8) (中略)

3 資産管理等の概要

(中略)

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は1999年7月27日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(中略)

4 受益者の権利等

(中略)

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

(中略)

一部解約金は、一部解約の実行の請求にかかる特定日(特別解約請求制の場合は、請求日)から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(後略)

<訂正後>

1 申込(販売)手続等

(中略)

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

本ファンドのお買付けのお申込みは、2017年9月8日までとし、2017年10月10日に信託を終了いたします。

2 換金(解約)手続等

(1) ご換金(解約)の申込みは、2017年9月11日以降原則として、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までにご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) (中略)

(3) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。手取り額は、基準価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) (中略)

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) (中略)

(7) (中略)

3 資産管理等の概要

(中略)

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は1999年7月27日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

本ファンドは、下記「(5) その他 a . 信託の終了」に該当することとなったため、信託期間を繰り上げ、2017年10月10日をもって信託を終了します。

(中略)

4 受益者の権利等

(中略)

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

(中略)

一部解約金は、一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(後略)